

売電用太陽光発電施設の設置を目的として 農振除外申出をする場合の注意事項

売電用太陽光発電施設の設置を目的として農振除外申出をする場合には以下の**1**～**4**をご確認の上、要件にあった申出となるようご注意ください。

- 1** 農地転用ができない一種農地には、設置はできません。
- 2** 二種、三種農地については、複数の候補地を検討するも他に代替地がなく、やむを得ない場合に限り設置できます。なお、この場合の事業計画者は、土地所有者である農業者だけに限定するものではありません。（農業者の子、外部の民間業者等でもよい。）
- 3** 候補地の検討は、以下の全てを満たさなければなりません。
 - (1) 複数箇所（5カ所以上）を候補地としている。
 - (2) 自己所有地（農地、山林、宅地等）の全てを候補地としている。
 - (3) 一団の土地の中で、選定地に隣接、又は近接する土地（青地、白地、山林原野等）の全てを候補地としている。
- 4** 他の候補地を選定しない理由は、次のいずれかひとつで足りません。
 - (1) 農振除外の要件のいずれかに抵触する。
 - (2) 発電効率が低い。（日照条件が悪い、南向きでない、など）
 - (3) 設置費用が多額になる。（樹木伐採・造成が必要、新たに電線を引くことが必要等）
 - (4) 必要面積に足りない。
 - (5) 既に他の目的で使用されている。（耕作地で転用不可、駐車場に使われている等）
 - (6) 周囲の土地に支障がある。（日影が生じる、住宅への照り返しがある等）
 - (7) 残地の農地が、狭小、不整形など農業に支障が生じる土地になる。

※親戚等の土地で取得が容易、土地価格が安いなどは選定の理由なりません。

※なお、最終的に農振除外が認められるためには、上記の他にも法律に定められた複数の条件を全て満たす必要があります。主だったものとしては、

- (1) 事業の必要性・緊急性が認められること。
- (2) 周辺の農地や農地の集積に支障を来さないこと。
- (3) 周辺の農業用施設等の利用に支障を来さないこと。

このほかにもいくつかの条件がありますが、詳しくは下記担当者までお問い合わせ下さい。